

令和7年
2025年
10月号

ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人
今津法律事務所
IMAZU LAW OFFICES
〒100-0004
東京都千代田区
大手町 1-6-1
大手町ビル 8階
☎ 03-5224-3235
info@imazulaw.com

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年3回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。

弁護士 今津 泰輝

改正下請法（取適法）に関するQ&A

来月1月から施行予定の改正下請法（「中小受託取引適正化法」）に名称が変更されます。以下「取適法」といいます。について、Q&A形式でご紹介させていただきます。

Q 法律の名称だけでなく、用語の見直しも行われたのですか？
A 「下請」の用語は「一括され、従前の「親事業者」は「委託事業者」に、「下請事業者」は「中小受託事業者」に、「下請代金」は「製造委託等代金」に呼称が変更されます。

Q 委託事業者及び中小受託事業者の該当性を判断するためには、資本金の額のみを確認すればよいですか？
A 従前は、資本金の額のみが基準とされていましたが、「常時使用する従業員」数（300人又は100人）が新たな基準として設けられました。発注側の資本金が1000万円というのですか？

Q 新たな違反類型として定められた「協議に応じない一方的な代金決定」とは、どのような行為を指しますか？
A 新たな違反類型として定められた「協議に応じない一方的な代金決定」とは、どのような行為を指しますか？

Q 製造委託等代金を手形により支払うことはできますか？
A 改正により、手形払が全面的に禁止され、手形以外の支払手段も、支払期日に満額の現金化が困難なもの（電子記録債権等）を使用することが禁止されます。委託事業者は、中小受託事業者が支払期日までに代金の満額を受領できるように、支払実務を見直す必要があります。

時事ニュース（裁判所ウェブサイトのリニューアル）

民事訴訟手続をIT化する改正民事訴訟法が、令和8年5月までに全面施行されるのを前に、最高裁は、令和7年9月24日、裁判所のウェブサイトのリニューアルしました。

新ウェブサイトトップページには、相続・遺産分割、夫婦（離婚等）等、問合せが多い8つの分野が表示され、分野ごとに手続の流れや手続の一覧等がまとめられています。

チャットボットが新たに導入され、「さいたん」という裁判所の公式キャラクターがナビゲーターとして活躍しています。例えば、「貸したお金を返してほしい」等と入力すると、利用可能な手続の種類が表示され、各手続の具体的な内容を説明しているページへ案内される仕組みになっている等、必要な情報によりアクセスしやすくなりました。

景品表示法に基づく表示規制

景品表示法は、事業者が供給する商品や役務の取引について、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自

主かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を行うことを禁止しています。同法が禁止する表示類型のうち、優良誤認表示及び有利誤認表示、並びにそれらの典型例であるNo.1表示について、ご紹介させていただきます。

【該当する例】

・過去にA県内に新店したことがあるのに、「A県内初出店」
と表示（飲食店の場合）
・「たった1プッシュで虫よけ効果」か月」との表示について、裏付けとなる合理的な根拠が認められなかった（虫よけ商品の場合）

実際は、安定的に毎月得られる利益は、●円を大きく下回っていた（住宅用太陽光パネルの場合）
・通常価格●円で提供した実績が1年以上ないのに、「通常価格●円のところを50%オフ」と表示（食品の場合）

◆優良誤認表示

優良誤認表示とは、商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示のことをいいます。

【概要】

優良誤認表示とは、商品又は役務の取引条件について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示のことをいいます。

優良誤認表示が商品等の「内容」に関する表示であるのに対し、有利誤認表示は「取引条件」に関する表示です。「取引条件」には、アフターサービス等も含まれます。

●対象商品を設置すると「毎月●円お得」と表示していたが、違反となるおそれがあります。

【不実証広告規制】

消費者庁は、優良誤認表示の疑いがある場合、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、求められた資料を事業者が提出しないときは、当該表示は優良誤認表示とみなされます。

【該当する例】

・対象商品を設置すると「毎月●円お得」と表示していたが、違反となるおそれがあります。

事務局便り

会員サイトオープン！

本年8月、弊所のホームページの会員サイトより、各種セミナー動画をご視聴いただくことができるようになりました。これまでに配信いたしましたセミナー動画を、お申込み手続きなく簡単にご視聴いただくことができます。

現在公開中の主なセミナー動画は、以下の通りです。

- ①最近の法改正概観（2025年）
- ②労働裁判例を前提とする役員リスクマネジメント（2025年）
- ③リスクを回避する解雇・労働契約の終了（2024年）
- ④企業に求められるハラスメント対策（2024年）

会員サイトのご利用方法がご不明な方などがいらっしゃいましたら、ご遠慮なく、弊所までご連絡くださいませ。今後も、皆様のお役に立つことができる情報を発信して参りたいと思いますので、ぜひとも定期的にアクセスいただけますと幸いです！

